

相模川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づき、「相模川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の事務局)

第3条 事務局は、関東地方整備局河川部及び相模川水系広域ダム管理事務所に置く。
2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営・進行は、事務局が行う。
3 第1項における構成員について、追加・変更が必要と認めるときは、構成員の同意を得て、追加・変更することができる。
4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(協議会の対象ダム)

第5条 協議会において対象となるダムは、別表2に掲げるダムとする。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項について必要な協議を実施する。

- (1) 事前放流を実施するための河川管理者、ダム管理者、関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに関する事項
- (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に関する事項
- (3) 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に関する事項
- (4) 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に関する事項
- (5) 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に関する事項
- (6) 事前放流等の取組を流域市民、河川利用者等へ周知、啓発するための広報活動に関する事項
- (7) その他、洪水調節機能の向上の取組に関する事項及び意見交換

2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、事務局の招集により開催するものとし、構成員は必要に応じて協議会の開催を事務局に要請することができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会は、原則として非公開とする。

2 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

3 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

4 これにより難しい場合は、協議会に諮った上で決定するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

別表1 協議会の構成員（第4条関係）

【河川管理者】

国土交通省関東地方整備局河川部長
国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長
神奈川県県土整備局長
山梨県県土整備部長

【ダム管理者】

国土交通省関東地方整備局河川部長
国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長
神奈川県県土整備局城山ダム管理事務所長
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所長
山梨県県土整備部深城ダム管理事務所長
東京電力リニューアブルパワー（株）駒橋事業所長

【関係利水者】

神奈川県公営企業管理者企業庁長
山梨県公営企業管理者
横浜市水道事業管理者
川崎市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道事業管理者
神奈川県内広域水道企業団企業長
東部地域広域水道企業団企業長

※オブザーバー

関東農政局農村振興部
関東経済産業局地域経済部
神奈川県農政部

別表2 協議会の対象ダム（第5条関係）

【ダム名】	【目的】	【管理者】
宮ヶ瀬ダム	FNWP	関東地方整備局
城山ダム	FWIP	神奈川県
深城ダム	FNWP	山梨県
相模ダム	WIP	神奈川県企業庁
沼本ダム	WIP	神奈川県企業庁
道志ダム	P	神奈川県企業庁
大野ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)
葛野川ダム	P	東京電力リニューアブルパワー(株)

目的凡例

- F：洪水調節
- N：流水の正常な機能の維持
- W：水道用水
- I：工業用水
- P：発電